

令和4年3月11日

同時発表 国土交通省自動車局

自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策 ～新型コロナウイルス感染拡大防止～

自動車の所有者に課される軽自動車税の賦課期日が4月1日であるため、廃車等の手続き（自動車検査証返納等）を3月末までに終了させるよう申請が年度末に集中し、不特定多数の申請者が全国の軽自動車検査協会の窓口を訪れる傾向がありますので、極力3月中の来所を避けて頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、総務省との協議の結果、昨年、一昨年度に引き続き「3月中に廃車や使用停止を伴う所有者の変更が行われ、かつ、15日以内に所定の手続きがなされたものであれば、当該手続き及び税申告が令和4年4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行っていただきたい」旨、総務省から地方自治体へ通知されておりますのでお知らせいたします。

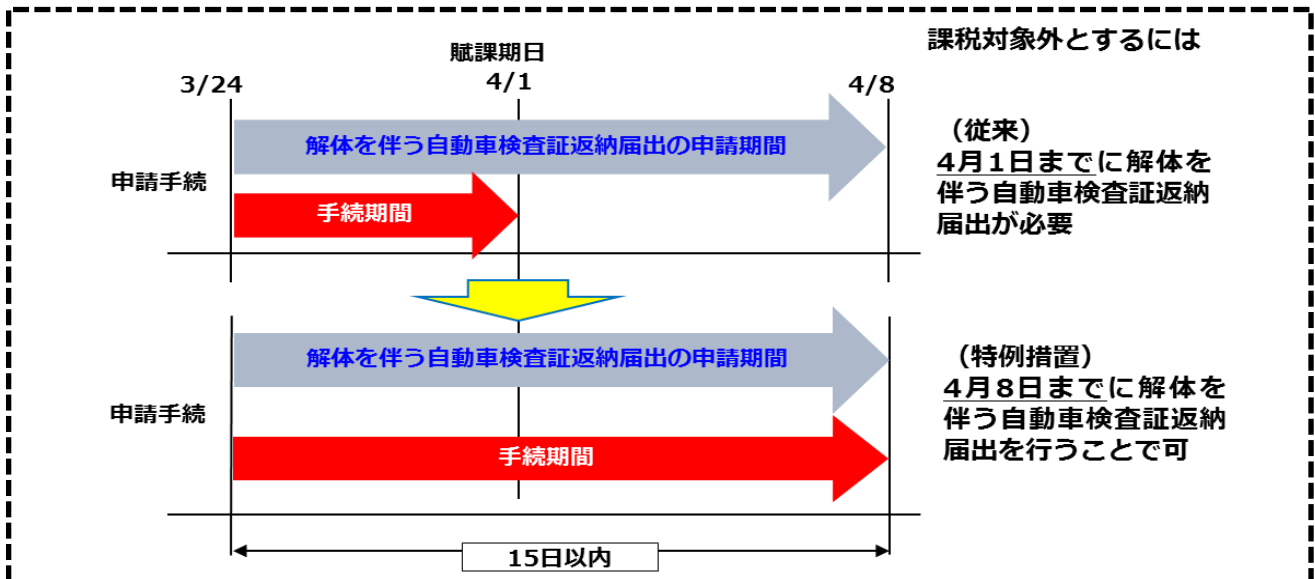
【軽自動車における特例対象手続き】

- ・解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合
- ・所有者名義変更及び自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- ・所有者名義変更及び輸出予定届出を同時に行う場合

※特例手続きについては、申請書類の他、申立書が必要となります。

申立書につきましては、本ページからダウンロードして印刷いただくか、当協会窓口にて配付しておりますので、その旨お申し出ください。

【参考例】3月24日に解体し自動車検査証返納届出を行う場合



連絡先

軽自動車検査協会 経営企画部 高瀬、貴嶋
 住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11
 電話 03-6279-4007
 FAX 03-5324-6621

事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和4年3月16日 (水) 以前	本取扱いの対象外
令和4年3月17日 (木) のとき	令和4年4月1日 (金) までに届出
令和4年3月18日 (金) のとき	令和4年4月4日 (月) までに届出
令和4年3月19日 (土) のとき	令和4年4月4日 (月) までに届出
令和4年3月20日 (日) のとき	令和4年4月4日 (月) までに届出
令和4年3月21日 (月) のとき	令和4年4月5日 (火) までに届出
令和4年3月22日 (火) のとき	令和4年4月6日 (水) までに届出
令和4年3月23日 (水) のとき	令和4年4月7日 (木) までに届出
令和4年3月24日 (木) のとき	令和4年4月8日 (金) までに届出
令和4年3月25日 (金) のとき	令和4年4月11日 (月) までに届出
令和4年3月26日 (土) のとき	令和4年4月11日 (月) までに届出
令和4年3月27日 (日) のとき	令和4年4月11日 (月) までに届出
令和4年3月28日 (月) のとき	令和4年4月12日 (火) までに届出
令和4年3月29日 (火) のとき	令和4年4月13日 (水) までに届出
令和4年3月30日 (水) のとき	令和4年4月14日 (木) までに届出
令和4年3月31日 (木) のとき	令和4年4月15日 (金) までに届出
令和4年4月1日 (金) のとき	本取扱いの対象外

【注】 申立書については、4月4日～4月15日の申請の際に必要となります。